

令和3年第5回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 3年 5月28日 (金)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

中会議室

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 3年 4月30日		
2	招集の期日	令和 3年 5月28日		
3	会 期	令和 3年 5月28日から 令和 3年 5月28日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名			
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	4 件	4 件	0件	0件
	計			
	4 件	4 件	0件	0件

議案番号	件名
承認第1号	令和3年教育委員会第4回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第2号	令和3年度湧別町社会教育推進計画の策定について
議案第3号	令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

承認第1号

令和3年教育委員会第4回定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和3年5月28日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則（平成 3 0 年教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 3 年 5 月 2 8 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

期末手当について、湧別町職員の給与に関する条例を準用しているが、準用先を湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に変更するため、本規則を改正するものである。

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則

湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第9条 <u>湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）第18条</u>の規定は、アドバイザーについて準用する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第9条 <u>給与条例第20条</u>の規定は、アドバイザーについて準用する。 <u>この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の117.5」とし、同条第4項中「給与、扶養手当及び地域手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

令和 3 年度湧別町社会教育推進計画の策定について

令和 3 年度湧別町社会教育推進計画を次のように策定する。

記

別紙のとおり

令和 3 年 5 月 2 8 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和 3 年度の社会教育行政の執行にあたって、社会教育推進計画を定めようとするものである。

議案第3号

令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和3年度要保護及び準要保護児童生徒を次のとおり認定する。

記

別紙のとおり

令和3年5月28日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒を認定し、義務教育就学のための援助を行おうとするものである。